

社会福祉法人 起産石川 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人起産石川（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を別表第4のとおり、また、退職慰労金を別表第5のとおり支給する。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規程第19条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第4に定める額
- (2) 退職慰労金については、別表第5に定める額
- (3) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月20日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第22条第1項に準じた日とする。
- (2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。

- (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を別表第4、別表第5のとおり支給する。

(端数の処理)

- 第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、規定がない場合は1円に切り上げる。

(公表)

- 第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、理事会にて決議した後、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

- 1 この規程は、令和2年6月26日に全面改訂し、令和2年6月1日から施行する。
- 2 「社会福祉法人起産石川役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程（平成29年4月1日施行）」は廃止する。
- 3 令和3年6月24日改正 第2条～第5条を内容改正し第2条～第7条とし、第6条～第9条を第8条～第11条に繰り下げ、別表第1～第5追記、 同日施行

別表第1（常勤の理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 600,000 円以内
理事	月額 300,000 円以内

別表第2（常勤の理事の賞与）

7 月の賞与	報酬月額×1.2 か月分
1 2月の賞与	報酬月額×1.6 か月分

※上記賞与の支給率は、給与規程第30条第5項第1号のI型契約職員の期末・勤勉手当支給率に基づく。

別表第3（常勤の理事の退職金算定式）

最終報酬月額×在任年数×100/100

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表第4（非常勤の役員等の報酬）

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	15,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	15,000 円（4時間未満 10,000 円）

(2) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	15,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	15,000 円（4時間未満 10,000 円）

(3) 監事

	日 額
理事会・評議員会への出席	15,000 円
監事監査への出席	30,000 円
評議員選任・解任委員会への出席	8,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	15,000 円（4時間未満 10,000 円）

別表第5（非常勤役員等の退職慰労金）

役 員	20,000 円×在職年数＝（上限）200,000 円
評議員	10,000 円×在職年数＝（上限）100,000 円

※1 在職年数が1年に満たない時は、切り上げるものとする。

※2 平成29年4月1日以前の在職年数は、通算する。